

あきた材県内住宅利用促進事業 実施要領

制定 令和8年4月1日 林産-5

あきた材県内住宅利用促進事業（以下、「本事業」という。）の実施については、秋田県財務規則、秋田県林業関係補助金等交付要綱（以下、「交付要綱」という。）及びあきた材県内住宅利用促進事業事務取扱要領（以下、「事務取扱要領」という。）によるほか、この実施要領に定めるところによる。

第1 趣旨

本事業は、県産材利用に積極的に取り組む工務店グループ等に対して支援することで、地域の木材を優先利用する「ウッドファーストあきた」を実現させるほか、住宅分野における県産材製品の需要を喚起させることにより、秋田県「『森の国・木の街』づくり」に資することを目的とする。

第2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるとおりとする。

(1) 県産材

秋田県内（以下「県内」という。）の森林から生産された原木又は県内の森林を中心として生産された原木^{注1}（広葉樹にあっては、輸入された原木及び一次加工品^{注2}を含む。）であって県内で製材・加工した木材製品。

注1：県内の森林を中心として生産された原木とは、隣県（青森県・岩手県・宮城県・山形県）で生産された原木（丸太）をいう。

注2：一次加工品とは、主に高次加工品（フローリング等）の原料として、輸入された製品をいう。

(2) 構造材、下地材及び造作材

大引、束、棟木（隅木、谷木含む）及び母屋、垂木、根太、筋交、間柱、窓まぐさ、窓台、野縁、胴縁、野地板、合板、造作材等の構造、下地及び造作の用に供する製品。

(3) 主要構造材

柱（通し柱・管柱）、梁及び桁（胴差を含む）の用に供する製品であって、別記1に掲げるもの。

(4) 工務店グループ

県産材を利用した木造住宅の新築及びリフォームを行う工務店及びハウスメーカー（以下、「工務店等」という。）が組織する、構成員の過去3か年平均又は前年度の住宅着工戸数の合計が年間20戸以上であるグループ又は1者でこれを満たす工務店等であり、かつ別に定める「県産材製品の利用強化に関する協定締結要領」に基づく協定（以下、「協定」という。）を県と締結したグループ又は工務店等。

(5) 単独工務店

県産材を利用した木造住宅の新築及びリフォームを行う単独の工務店等であり、かつ県と協定を締結した工務店等。

(6) 事務委託団体

秋田県と委託契約を締結し、当該事業における工務店グループ及び単独工務店（以下、「工務店グループ等」という。）の補助金申請に係る書類の審査等を行う団体。

第3 事業の内容等

1 事業内容

県と協定を締結した工務店グループ等が実施する、県産材利用量が基準を満たす住宅の建築及びリフォームに対して支援する。

2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、県と協定を締結した工務店グループ等とする。

第4 県の補助

1 補助の対象

事業実施主体が行う、別記2の県産材利用量の基準を満たす戸数。ただし、事務取扱要領第3の3により承認された戸数とする。

2 補助の条件

住宅の新築及びリフォームに県産材による構造材、下地材及び造作材を利用した場合であって、次の(1)から(7)の全ての条件を満たすものとする。

- (1) 新築は県内で建築した木造住宅（戸建注文、戸建建売、戸建貸家、住宅兼店舗、長屋建住宅等）、リフォームは県内の住宅を対象に行うものであること。
- (2) 主要構造材には別記1で定める木材製品が利用されていること。
- (3) 別記2に掲げる県産材利用量の基準を満たしていること。
- (4) 検査済証等の発行年月日が別記3に定める期間内であること。
- (5) 県又は事務委託団体による補助金申請に係る書類の審査を別記3に定める期間内に受けること。
- (6) 木材使用量を基に戸別に二酸化炭素固定量を算出し、その結果を施主に対し二酸化炭素固定量認証書として発行すること。
- (7) 県及び事務委託団体が行う調査等に協力すること。

3 補助金の額等

別記2による。

第5 その他

- (1) 事業実施に関して必要な事項は、この要領に定めるもののほか、別に定める。
- (2) この補助金は、国の省庁等が所管する他の補助金等と重複して受けることができるものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年4月1日付け林産－27による「あきた材県内住宅販路強化事業実施要領」は廃止する。

■ 別記1（第2の(3)、第4の2の(2)関係：主要構造材の定義）

- (1) J A S人工乾燥処理構造用製材品
- (2) J A S構造用集成材
- (3) 乾燥秋田スギ認証製品

■ 別記2（第3の1の(1)、第4の2の(3)、第4の3関係：利用量の基準等）

県産材利用量及び補助金の額は次のとおりとする。

区分	県産材利用量の基準 (1戸当たり)	補助金の額 (1戸当たり定額)	利用対象		
			旧事業で通常枠を利用した工務店グループ	旧事業でチャレンジ枠を利用した単独工務店	令和8年度事業から新たに利用するグループ又は単独工務店
新築	20m ³ 以上	20万円	○	○	○
	15m ³ 以上	15万円	○	○	○
	10m ³ 以上	10万円	×	○	○
リフォーム	10m ³ 以上	10万円	○	○	○

※令和7年度あきた材県内住宅販路強化事業において、通常枠を利用した工務店グループは「新築10m³以上・10万円」の利用は不可

■ 別記3（第4の2の(4)(5)関係：完成年月日等）

検査済証等の発行年月日：令和8年3月1日から令和9年2月28日まで

補助金申請に係る書類の審査：補助金交付申請書に記載する補助事業の実施期間内